

酒税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(納期限の延長の担保の提供)

第四十一条 省略

2 法第三十条の六第三項後段の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面でしなければならない。

(記帳義務)

第五十二条 省略

2・3 省略

4 法第四十六条の規定により、法第三十条の六第二項に規定する特例申告者は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る酒類の区分及び種別、区分及び種別ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

5 省略

附則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

改正前

(納期限の延長の担保の提供)

第四十一条 同上

(記帳義務)

第五十二条 同上

2・3 同上

4 法第四十六条の規定により、法第三十条の六第三項に規定する特例輸入者は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る酒類の区分及び種別、区分及び種別ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

5 同上